



目 次

規 則	ページ
◎高知県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○建築基準法による道路の位置の指定（建築指導課）	1
監査公表	
○随時監査の執行結果（安芸農業振興センター及び建設検査課）	1

規 則

高知県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成21年2月13日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第3号

高知県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

高知県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則（平成5年高知県規則第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「、身体障害者福祉ホーム（障害者自立支援法附則第23条第2項の規定により同法第5条第22項に規定する福祉ホームとみなされる旧身障法第30条の2に規定する身体障害者福祉ホームをいう。）」を削り、同項第20号を同項第21号とし、同項第19号中「規定する生活介護」を「規定する生活介護、同条第7項に規定する児童デイサービス」に、「又は同条第15項」を「、同条第15項」に、「就労継続支援」を「就労継続支援又は同条第16項に規定する共同生活援助」に改め、同号を同項第20号とし、同項第18号中「第7条第2項第4号に規定する療養病床」を「第7条第2項第1号に規定する精神病床、同項第4号に規定する療養病床又は同項第5号に規定する一般病床」に、「第16号」を「第17号」に改め、同号を同項第19号とし、同項第17号中「診療報酬の算定方法（平成18年3月厚生労働省告示第92号）」を「診療報酬の算定方法（平成20年3月厚生労働省告示第59号）」に、「診療所老人医療管理料」を「診療所後期高齢者医療管理料」に改め、同号を同項第18号とし、同項第12号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、同項第11号中「及び指定地域密着型サービ

ス」を「、指定地域密着型サービス」に、「地域密着型特定施設入居者生活介護」を「地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第11項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護を行う介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第15条第3号に規定する適合高齢者専用賃貸住宅」に改め、同号を同項第12号とし、同項第5号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、同項第4号中「及び知的障害者授産施設」を「、知的障害者授産施設」に、「知的障害者授産施設を」を「知的障害者授産施設をいう。」及び知的障害者通勤寮（障害者自立支援法附則第58条第1項の規定に基づきなお従前の例により運営をすることができることとされる旧知障法第21条の8に規定する知的障害者通勤寮を）に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 精神障害者生活訓練施設（障害者自立支援法附則第48条の規定に基づきなお従前の例により運営をすることができることとされる同法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下この号において「旧精神法」という。）第50条の2第2項に規定する精神障害者生活訓練施設をいう。）、精神障害者授産施設（障害者自立支援法附則第48条の規定に基づきなお従前の例により運営をすることができることとされる旧精神法第50条の2第3項に規定する精神障害者授産施設をいう。）及び精神障害者福祉工場（障害者自立支援法附則第48条の規定に基づきなお従前の例により運営をすることができることとされる旧精神法第50条の2第5項に規定する精神障害者福祉工場をいう。)

第2条第2項第12号中「（昭和25年法律第123号）」を削り、同項第13号中「のうち」を「のうち同条第5項に規定する療養介護、」に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。（経過措置）
- この規則の施行の日前にこの規則による改正前の高知県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則（以下この項において「旧規則」という。）第2条第1項第2号に掲げる身体障害者福祉ホームにおいて従事した期間はこの規則による改正後の高知県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則（以下この項において「新規則」という。）第2条第1項第20号に掲げる施設において従事した期間と、旧規則第2条第1項第11号に掲げる事業に従事した期間は新規則第2条第1項第12号に掲げる適合高齢者専用賃貸住宅において従事した期間とみなして、高知県介護福祉士等修学資金貸与条例（平成5年高知県条例第2号）第10条第1項第1号に規定する期間に含めるものとする。

告 示

高知県告示第105号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。

平成21年2月13日

高知県知事 尾崎 正直

地 名	地 番	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
土佐市高岡町字南横町西側	甲1869番6	5.30	16.27	

監 査 公 表

監査公表第3号

平成21年2月13日

高知県監査委員 樋口 秀洋
同 黒岩 直良
同 坂本 千代
同 奴田原 訂

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づき安芸農業振興センター及び建設検査課の監査を実施したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成 20 年 度

監 査 結 果 報 告 書

[安芸農業振興センターの農道工事に関する件について]

高 知 県 監 査 委 員

目 次

「安芸農業振興センターの農道工事に関する件について」

- 第1 監査の実施 3
 - 1 監査の趣旨 3
 - 2 監査の実施概要 3
 - (1) 監査対象機関 3
 - (2) 監査の対象 3
 - 3 監査の実施期間 3
 - 4 監査の実施方法 3
 - (1) 現地調査 3
 - (2) 監査委員によるA社への聞き取り調査 4
 - (3) 監査委員によるセンター及び建設検査課への聞き取り調査 4

- 第2 監査の結果 4
 - 1 本件工事の概要について 4
 - (1) 803号の工事概要について 4
 - (2) 903号の工事概要について 4
 - 2 経緯 5
 - 3 本件工事における問題点について 6
 - (1) 左側掘削土は左側補強土壁工の盛土材として使用できないとのA社の相談をセンターが受けたかどうか、また、センターが左側補強土壁工の盛土材を運搬盛土とするよう指示をしたかどうかについて 6
 - (2) 803号の設計数量以上に路体盛土がなされた原因について 7
 - (3) 803号の左側補強土壁工の盛土材が指示したとおりの左側掘削土になっていないことにセンターが気づかなかったか否かについて 7
 - (4) 左側補強土壁工の盛土材として運搬土を使用したため不要となった左側掘削土（現場発生土）の管理について 7
 - (5) A社から提出された803号の出来形寸法図（完成図）の書き直しをセンターが指示したか否かについて 7
 - (6) 803号の完成検査において、土工の検査はしないという趣旨をセンターがA社に説明したか否かについて 8
 - (7) 803号の完成検査のときに設計数量を上回る路体盛土がなされていたことにセンターが気づかなかったか否かについて 8
 - (8) 803号の設計数量を上回る盛土材の運搬経費等について、センターがA社に対応する旨の約束をしたか否かについて 8

(9) 803号の路体盛土工の出来形寸法図(完成図)と続いて発注した903号の起工測量図に差異があったが、そのことをA社及びセンターはどの時点で認識したかについて	8
(10) 803号で路体盛土が設計数量以上の過剰盛土になっていた原因について	8
4 本件工事におけるセンター及び建設検査課の業務の執行について	8
(1) 803号について	8
(2) 903号について	11
5 本件工事における双方の説明の食い違いについて	12
第3 意見	13
1 監督職員の監督業務について	13
2 発注した工事に対するセンターの責務について	13
3 建設検査課の検査について	13
4 まとめ	13

資料

建設工事請負契約書(金銭的保証タイプ)第18条及び第19条
803号及び903号横断図面

第1 監査の実施

1 監査の趣旨

この監査は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第5項の規定に基づき、平成19年度に農業振興部安芸農業振興センター(以下「センター」という。)が発注した高知東部地区道整備交付金唐浜工区農道工事(農基第351-803号)(以下「803号」という。)及び高知東部地区道整備交付金道路工事(農基第351-903号)(以下「903号」という。)の工事監督業務及び完成検査業務等の執行状況について、随時監査を実施したものである。

監査の実施に至った経緯は、803号及び903号(以下「本件工事」という。)の請負業者(以下「A社」という。)が未計上の経費があるとしてセンターに申し入れを行ったが、センターがこれを認めなかった事実が明らかになったことによるものである。このため、センター及び土木部建設検査課(以下「建設検査課」という。)が行った工事監督業務及び検査業務等に問題がなかったか否かについて監査を行うこととした。

2 監査の実施概要

(1) 監査対象機関

本件工事の発注者であるセンター及び本件工事の検査を行った建設検査課を監査対象機関とした。

(2) 監査の対象

本件工事のうち、次に掲げるセンター及び建設検査課の業務の執行について監査を実施した。

ア 施工計画について

イ 建設工事請負契約書(以下「契約書」という。)第18条及び第19条(別表1に記載)に関する処理について

ウ 施工管理について

エ 段階確認について

オ 中間検査について

カ 完成検査について

3 監査の実施期間

平成20年10月31日から平成21年1月21日まで

4 監査の実施方法

本件工事の監督業務及び完成検査業務等の執行状況を把握するため、次のとおり監査を行った。

(1) 現地調査

平成20年11月12日に本件工事の現地調査を実施した。その際、現地において発注

者であるセンターに対して、工事概要に関する聞き取り調査を行った。

(2) 監査委員によるA社への聞き取り調査

平成20年11月12日に、本件工事の主任技術者であったA社のB氏、C氏に対して、施工状況等に関する聞き取り調査を行った。

(3) 監査委員によるセンター及び建設検査課への聞き取り調査

ア 平成20年11月25日にセンターに対して、監督業務等の執行状況に関する聞き取り調査を行った。

イ 平成20年12月3日に建設検査課に対して、完成検査等の執行状況に関する聞き取り調査を行った。

第2 監査の結果

1 本件工事の概要について

(1) 803号の工事概要について

平成19年度にセンターが発注した803号の工事概要は、表1のとおりで、上部の道路の基礎にあたる^{※1}路体部分の右側、左側の^{※2}補強土壁工及び路体工並びにそれに付随する水路の護岸工である。

なお、当初の設計図書では、補強土壁工の^{※3}盛土材として、現場（2工区）から約1km離れた1工区N0.53付近からの掘削運搬土を使用することになっていた。その後、A社からの契約書第18条に基づく協議により、左側補強土壁工の盛土材として、土質試験結果に基づき平成19年11月28日付けで左側掘削土（現場発生土）を使用するよう変更されている。

（注1）路体・・・盛土における路床以外の土の部分のこと。また、路床とは舗装の路盤面下厚さ約1mの層のこと。

（注2）補強土壁工・・・盛土内に補強材を配置することによって盛土の自立性を高め、急勾配の盛土を構築する工事

（注3）盛土・・・各種の土木構造物を造成するために、地盤上に土を盛り立てて構築した土構造物のこと。

表1

工事番号	農基第351-803号	
工事名	高知東部地区道整備交付金唐浜工区農道工事	
工事概要	路体工 L=85.0m (N0.104～N0.108+5.0) 補強土壁工 1.0式、法覆護岸工 L=48.1m 運搬盛土 V=1,920m ³	
請負業者	会社名	A社
	現場代理人	D氏
	主任技術者	B氏
当初	設計額	57,435,000円
	契約額	56,070,000円
	契約方法	一般競争入札
	入札年月日	平成19年8月15日
	契約年月日	平成19年8月21日
工期	平成19年8月22日～平成20年2月7日	

第1回変更	変更理由	右側補強土壁工の基礎地盤の試験の結果、置換砕石工削除及び管渠工の削除等	
	契約金額	50,842,050円 (当初契約から5,227,950円減額)	
	変更年月日	平成20年1月23日	
	変更工期	平成19年8月22日～平成20年2月29日	
第2回変更	変更理由	2月26日の豪雨による被災対策の追加	
	契約金額	51,046,800円 (第1回変更契約から204,750円増額)	
	変更年月日	平成20年2月27日	
	変更工期	平成19年8月22日～平成20年3月5日	
検査日	中間検査日	平成19年11月2日	
	完成検査日	平成20年3月12日	
支払日	前金払	平成19年8月31日	金額 22,428,000円
	中間前金払	平成19年12月26日	金額 11,214,000円
	精算払	平成20年4月14日	金額 17,404,800円

(2) 903号の工事概要について

平成20年3月11日にセンターが発注した903号は、803号に続く上部道路工であり、その工事概要は、表2のとおりである。

なお、請負業者は、803号を施工したA社である。

表2

工事番号	農基第351-903号		
工事名	高知東部地区道整備交付金道路工事		
工事概要	道路工 L=425.0m (N0.47～N0.59、N0.100～N0.109+5.0) 運搬盛土 V=9,780m ³		
請負業者	会社名	A社	
	現場代理人	E氏	
	主任技術者	C氏	
当初	設計額	70,255,500円	
	契約額	69,300,000円	
	契約方法	一般競争入札	
	入札年月日	平成20年3月5日	
	契約年月日	平成20年3月11日	
	工期	平成20年3月12日～平成20年3月31日 (繰越による工期延長)平成20年9月27日まで	
第1回変更	変更内容	諸経費合算による諸経費の調整及び起工測量に基づく土工数量の減、支障木伐採費及び木根株等処理費追加	
	契約金額	70,056,000円(当初契約から756,000円増額)	
	変更年月日	平成20年8月28日	
	変更工期	平成20年3月12日～平成20年9月27日	

工事の一時部分 中止	中止年月日	平成20年9月25日
	再着手後の工期	平成20年3月12日～平成20年10月24日
第2回変更	変更内容	排水構造物工施工延長及び擁壁工ブロック積数量の増、土工数量の変更による減
	契約金額	70,791,000円 (第1回変更契約から735,000円増額)
	変更年月日	平成20年10月22日
	変更工期	平成20年3月12日～平成20年10月24日
検査日	中間検査日	平成20年5月14日
	完成検査日	平成20年11月4日
支払日	前金払	平成20年3月19日 金額 15,800,000円
	中間前金払	平成20年6月30日 金額 13,860,000円
	精算払	平成20年11月26日 金額 41,131,000円

2 経緯

本件工事の経緯は次のとおりである。

- 803号の当初設計では、右側補強土壁工及び左側補強土壁工とも1工区N0.53付近からの掘削運搬土を盛土材として使用することになっていた。
- 平成19年11月に、A社からの契約書第18条協議に基づき、左側補強土壁工の盛土材として左側掘削土(現場発生土)を使用するようセンターがA社に文書で通知した。
- しかしながら、A社は、左側掘削土は盛土材として使用できないとして、左側についても、1工区のN0.53付近の掘削運搬土を盛土材として使用している。
このことについて、A社は、センターと協議しセンターの指示に基づいて行ったと説明しているが、センターは、A社から協議はなく指示もしていないと述べている。
- N0.53付近からの掘削運搬土の土量は約4,300m³となっており、結果として、設計書に示された盛土量を大きく上回るものとなっている。
このことについて、A社は、センターの指示に基づくものであると説明している。一方、センターは、右側補強土壁工の盛土材の運搬は指示しているが、設計数量以上の運搬は指示していないと述べている。
- 平成20年2月になって、A社は*出来形寸法図(完成図)を提出している。このときに、1週間ほどしてセンターから書き直しを指示されたときA社は説明しているが、センターは、そのような指示はしていないと述べている。
- また、書き直しを指示されたときに、「803号の土工の検査はしない」、「差額の経費(左側補強土壁工の盛土材の運搬経費等)は次の903号でみる」とセンターが述べたとA社は説明している。一方、センターはそのようなことは言っていないと述

べている。

- 8月28日にA社から803号の未計上の経費について、申し入れがあった。しかし、センターはこれを認めなかった。

(注) 出来形寸法図・・・設計図面(実施図面、変更があった場合は最終変更図面)に基づき、寸法値として現地の実測値(設計値ではない)を記載した図面のこと。

なお、詳細は次のとおりであるが、内容についてはA社及びセンターのそれぞれの説明に基づき作成したものである。

年 月 日	内 容
平成19年8月15日	803号の入札
8月21日	請負契約締結
8月27日	センター及びA社が* ¹ 施工計画書の打ち合わせを行う。
8月28日	工事着手
11月27日	A社から契約書第18条協議(左側掘削土の土質試験結果報告及び補強土壁工盛土材としての適否の検討依頼)
11月28日	左側掘削土を左側補強土壁工の盛土材として使用する旨をセンターがA社に文書通知をする。
12月7日	左側補強土壁工施工開始(センター) 左側掘削土を左側補強土壁工の盛土材として利用することをA社に口頭指導する。
12月上旬	(A社) 左側掘削土は左側補強土壁工の盛土材として使用できないことから、センターと話し合いを行い、すべて1工区 N0.53付近からの掘削運搬土で施工するよう指示を受けた。 また、このときに** ² 伐開もするよう言われた。
12月27日	(A社) センターの基盤整備課長と工事監督職員が現場に来たが、特に指摘はなかったので、左側補強土壁工の盛土材として運搬土を使用することをセンターが了承しているものと判断した。
平成20年1月23日	第1回設計変更
2月14日	最終** ³ 出来形検測確認
2月20日頃	(A社) ・過剰盛土と言われている部分を含めた完成図面をセンターに提出したが、設計数量どおりの完成図面にしよう書き直しをセンターから指示された。 ・土工の検査はしないので、施工した資料は必要ないという話がセンターからあった。 ・差額の経費(左側補強土壁工の盛土材を1工区から運搬した経費等)は、次の工事の903号でみると言われた。
2月27日	第2回設計変更 (A社) 書き直した図面を提出

3月5日	803号の工事完成 903号の入札
3月11日	903号の請負契約締結
3月12日	803号の工事完成検査
3月14日	903号の工事着手
3月18日	803号の工事完成検査合格通知書送付、引き渡し
3月19日	A社から903号の ^{*4} 起工測量の報告 設計図書の横断面の土量に差異があることが判明した。
3月24日	A社からの契約書第18条協議に対して、実施図と差異があるため、起工測量図のとおり変更することをセンターがA社に通知する。
4月14日	803号の精算払い
5月14日	903号の中間検査
7月頃	(A社) 903号の第1回設計変更の話の中で、センターから起工測量のデータを「つついてくれないか」という話があった。
2～3日後	(A社) センターとしては、A社が出してきた図面を基に最終の積算をして支払をしているので差額は出せないという話があった。
8月28日	(センター) A社から803号で計上されていない土工費用について申し入れがあった。 センターは、請負額の精算が終わっており当該費用を支払うことはできないことを伝えた。
9月3日	(センター) A社から平成20年3月19日に提出された903号の起工測量図に誤りがあるとして再提出された。 センターは、正式な協議により提出がされていないとして、文書回答はしていない。
10月24日	903号の工事完成
11月4日	903号の工事完成検査
11月13日	903号の工事完成検査合格通知書送付、引き渡し

(注1) 施工計画書・・・契約後、請負者において、工事着手前に工事目的物を完成させるために必要な現場組織、安全管理、施工順序、施工方法等について作成し、工事監督員に提出するもの。

(注2) 伐開・・・工事区域内の草木を切り開くこと。

(注3) 出来形検測・・・出来形とは工事施工が完了した部分のこと。また、出来形検測とは、出来形の確認のための測量のこと。

(注4) 起工測量・・・着工直前の現場の状態を把握するために必要な測量のこと。

3 本件工事における問題点について

本件工事において、第1-2の(2)の監査対象とした事項について聞き取り調査を行った際、問題となった主要な項目及びこのことに関するA社及びセンターの説明は、次のとおりである。

(1) 左側掘削土は左側補強土壁工の盛土材として使用できないとのA社の相談をセンターが受けたかどうか、また、センターが左側補強土壁工の盛土材を運搬盛土とするよう指示をしたかどうかについて

A社の説明	センターの説明
<p>土質試験を行ったのは、No.106付近。左側掘削土と言われているのは、この上流側になるが、実際の土質試験を行った場所は手前の表面部分である。その上流側を掘削したところ、水分を多く含んだ土であり、使えない状態であった。</p> <p>左側掘削土は、前年度工事でアーチ部分の盛土材を掘削したもので、一度戻しているため、水分を多く含んでいる。そのため、晴れた日には天日干ししたり、雨の日にはブルーシートで掘削土を保護したが効果が見られなかった。このため、工事監督職員に再度確認してもらい、1工区の No.53付近の土を盛り土するよう指示を受けた。</p>	<p>掘削土の試料は、No.106付近からサンプリングしている。これは、前年度の802号で^{*1}アーチカルバートを施工するにあたり、掘削した土を山側に仮設道路的に盛り立てていたものであり、今回の2工区の掘削土と同じ土という判断であった。</p> <p>平成19年11月27日付けで、A社から契約書第18条に基づき「^{*2}三軸圧縮試験の結果について報告します。つきましては補強土壁工盛土材としての適否について検討をお願いします。」との報告があったので、平成19年11月28日付けで、「当盛土材は、左側補強土壁へ使用する。ただし、^{*3}ジオテキスタイルの規格、敷設長が変更となるため検討のうえ、契約書第19条にて通知する。なお、右側補強土壁工の盛土材は、当初のとおりNo.53付近の掘削土を使用する。」と書面で回答している。</p> <p>1工区の搬入土より左側掘削土（現場発生土）の方が良質であると判断し、変更することとし、通知したものである。</p> <p>左側補強土壁の盛土材として左側掘削土（現場発生土）を使用することとなったため、1工区からの運搬土は必要なくなった。A社が主張するように、左側の掘削土が使用できないことを主任技術者から相談されたり、現場を見てそれが使用できないと認めた事実は一切ない。</p>

(注1) アーチカルバート・・・馬てい形状の断面を有するコンクリート製品のこと。

(注2) 三軸圧縮試験・・・シリンダー(円柱)状の試料をアクリル円筒容器の中に入れて水圧をかけ、土の中の状態を再現して、自然状態での土の中の強さを正確に測定する試験の

こと。
 (注3) ジオテキスタイル・・・土木用途の安定繊維材のこと。

(2) 803号の設計数量以上に路体盛土がなされた原因について

A社の説明	センターの説明
<p>工事監督職員が現場に来て掘削土を確認し、使えないのであれば NO.53付近の土を使用するよう指示を受けた。その時に、伐開もするように言われた。</p> <p>右側補強土壁の土量だけであれば、土取場の所にある無縁仏の撤去まで必要がない。実際に、センターの担当チーフと工事監督職員、それと役場の課長が来て、無縁仏の撤去を現場で行っている。</p> <p>そのときに、1工区の NO.53付近が書かれているA3サイズの横断図面を工事監督職員が現場に持ってきて、ここの土をこれくらいの高さまで除けてくれという指示が口頭であった。</p> <p>後になって、その図面がいるから返してくれということで、そのかわりに電子データももらっている。</p>	<p>伐開については、11月末の契約書第18条協議による現地指示の際に、処分費は実績数量に基づき計上すると主任技術者に伝えているが、その他の協議は一切行っていない。</p> <p>無縁仏の撤去は、当初から計画していたことであり、センター職員と役場職員とで撤去作業を行い、作業途中でA社の主任技術者が手伝いに来てくれていた。</p> <p>現地で、契約書第18条協議のA3図面により、11月28日付け回答のとおり右側補強土壁への運搬を指示しているが、設計数量以上の運搬については指示していない。</p>

(3) 803号の左側補強土壁工の盛土材が指示したとおりの左側掘削土になっていないことにセンターが気づかなかったか否かについて

A社の説明	センターの説明
<p>(センターからの指示によるものとの説明のため、これについての特段の説明はなし)</p>	<p>*段階確認計画表では、補強土壁工は、1構造物につき1回、埋戻前に確認するようになっていた。段階確認実施表のとおり、11月16日から後に補強土壁に関する立会が入ってきており、左側補強土壁工の段階確認については、12月7日、12月13日が該当している。</p> <p>路体盛土工は暫定施工であったため、施工計画の打ち合わせの際に、施工管理の対象としないことをA社と取り決めていた。このため、A社も管理しておらず、段階確認は行っていない。</p> <p>補強材の敷設確認の際に、盛土材は土の色から左側掘削土（現場発生土）が使</p>

	<p>用されていると認識していた。契約書第18条による条件変更に対しても、措置方法を回答していたので、左側掘削土（現場発生土）が使用されていないということには、全く気づいていなかった。</p>
--	--

(注) 段階確認・・・設計図書に示された施工段階において、監督職員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認すること。

(4) 左側補強土壁工の盛土材として運搬土を使用したため不要となった左側掘削土（現場発生土）の管理について

A社の説明	センターの説明
<p>設計数量以上に過剰に盛った部分については、左側掘削土を仮置きして、先に1工区からの運搬土で補強土壁の盛土を施工した。仮置きして余った分は、工事監督職員から敷きならしてくれという指示があったので、そうした。その際、写真及び管理は行っていない。</p>	<p>工事日誌等から推測すると、その可能性（敷きならしている可能性）はあると思うが、指示はしていない。</p>

(5) A社から提出された803号の出来形寸法図(完成図)の書き直しをセンターが指示したか否かについて

A社の説明	センターの説明
<p>803号の出来形寸法図(完成図)を現地に合わせて作成して今年の2月20日頃に提出したら、1週間ほどして書き直しを指示され、訂正したものを提出した。このため、完成図と現場は差異が生じていた。</p>	<p>過剰盛土を含めた出来形寸法図（完成図）は、一切出てきておらず、A社からは、設計図書どおりの図面が1回提出されただけである。書き直しの指示はしていない。</p> <p>また、平成20年1月23日付けで第1回変更設計を行っているが、この時点で出来高は83パーセントと工事もほぼ終わっている状況である。</p> <p>変更については、契約書第18条や第19条協議を踏まえた内容でA社と変更契約を交わしている。A社が言うように県から指示があったというのであれば、この時点で変更契約の中に盛り込まれているはずであるが、そういったことも一切ない。</p>

(6) 803号の完成検査において、土工の検査はしないという趣旨をセンターがA社に説明したか否かについて

A社の説明	センターの説明
完成検査では土工の検査はしないと工事監督職員が言っていたので、工事監督職員は現場の実測をしていない。	そのような説明は一切していない。 工事監督職員が土工は検査対象でないと述べたとA社は述べているが、検査については、建設検査課が指示して指定する場所を行うものである。工事監督職員が検査対象ではないということは指示もできないし、判断もできないので意見が食い違うところだと思っている。

(7) 803号の完成検査のときに設計数量を上回る路体盛土がなされていたことにセンターが気づかなかったか否かについて

A社の説明	建設検査課の説明
図面と現場が違っていてわからない場合もあると思うが、本件工事の場合、図面と現場が何千㎡も土量が違うのだから、図面と現場を見た時点で差異があることは分かることだと思う。	書類検査の初期の段階で工事内容を把握したうえ、コンクリート構造物等、重要度の高いものを抽出した。土工の出来形については、本件工事の場合、延長が85mであるので2箇所以上行うことになっているが、現場においては目視の確認に止まっている。 その前段に、この暫定盛土については、設計寸法の表示もなく、施工管理もなされていなかったため、目視確認に止めて、実態の測定は行っていない。

(8) 803号の設計数量を上回る盛土材の運搬経費等について、センターがA社に対応する旨の約束をしたか否かについて

A社の説明	センターの説明
803号について、「第1回の設計で金額をくくったので2回目の数量を増やされても金が出せない。差額の経費は、次の工事の903号でみる」と言われた。	一切そのようなことは言っていない。

(9) 803号の路体盛土工の出来形寸法図（完成図）と続いて発注した903号の起工測量図に差異があったが、そのことをA社及びセンターはどの時点で認識したかについて

A社の説明	センターの説明
803号の設計変更時に書き直しを指示された時点で（主任技術者は）分かっていた。	903号の起工測量の結果として、平成20年3月19日付けで契約書第18条の協議があった。この時、具体的に盛土量が2,000㎡も差異があることは分かっておらず、903号の第1回変更図の提出があった平成20年8月頃に認識した。 903号の起工測量の結果については、A社立会いのもと、目視、聞き取り調査を行い、センター内では書面で決裁を取った。今回そのような盛土量の差異を双方で確認したのは8月ぐらいなので、それまでは803号の完成図と現地は同じものと認識していた。

(10) 803号で路体盛土が設計数量以上の過剰盛土になっていた原因について

A社の説明	センターの説明
(センターからの指示により掘削運搬土を左側補強土壁工に使用したため、過剰盛土という認識なし。)	このような差異の原因としては、設計内容に反して、A社が左側掘削土（現場発生土）を使用せずに、N053付近からの掘削運搬土を使用したためと思われる。

4 本件工事におけるセンター及び建設検査課の業務の執行について

未計上の土工経費があるとしてA社がセンターに申し入れするに至った経緯を調査してみると、3で述べたように、センターの説明とA社の説明にはいくつか重要な点で大きな食い違いがあった。

このような事態が生じた要因として、次に述べるようにセンター及び建設検査課の業務の遂行に問題があることが確認された。

(1) 803号について

ア 工事着手前の施工計画書について

803号の契約後、平成19年8月27日にセンター及びA社は、803号の施工計画について打ち合わせを行っている。その際、本件工事の路体盛土については暫定施工であるため、協議のうえ、施工計画書の管理項目から除いている。

このことについてセンターは、「施工計画の打ち合わせにおいて、路体盛土工は暫定施工であったため、施工管理の対象としないことをA社と取り決めていた。

このため、施工計画書の※¹出来形管理計画表には、路体盛土の※²施工管理基準は記載されていない。しかし、暫定施工といえども、施工管理の対象とすべきであり、反省すべきことであると認識している。」と説明している。

ところで、高知県建設工事共通仕様書（以下「仕様書」という。）1-1-5施工計画書では、「（前略）請負者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。この場合、請負者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、請負者は、監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。」と定められており、監督職員が承諾すれば記載を省略できることになっている。

しかし、道路の本体を構成する路体については、施工管理を省略すべきではなく、暫定施工であっても適正な施工を確保するよう詳細な打ち合わせが必要である。

この施工計画書については、最終的にセンターの技術次長が決裁しているが、内容的に問題のある施工計画書がそのまま決裁されていることからすれば、センター内のチェック体制が不十分であり、また、総括監督員の職員に対する現場監督技術の指導にも問題があるといわざるを得ない。

（注1）出来形管理計画表・・・施工計画の定まった時点で、施工管理基準により、あらかじめ管理測点、寸法計測位置、写真撮影位置、回数及び管理図の種類を具体的に定めたもの

（注2）施工管理基準・・・工事の各工種ごとに、施工管理の要領について述べたもの

イ 契約書第18条協議の取り扱いについて（左側補強土壁工の盛土材）

（ア）左側補強土壁工の盛土材の取り扱いについては、工事施工中の平成19年11月27日にA社から契約書第18条に基づく協議があり、3の（1）でセンターが説明しているとおおり、A社に書面で回答している。

その後、上記の協議があったにもかかわらず、左側補強土壁工の盛土材として、現場発生土である左側掘削土を使用することなく、1工区NO.53付近からの掘削運搬土を使用して施工されている。

このことについて、A社及びセンターの説明は、3の（1）のとおりである。

その際、再度契約書第18条の手続きを取らなかった理由についてA社は、「工事監督職員からNO.53付近の土を使うよう指示があったので、センター側から契約書第19条（による工事内容変更通知書）が出てくると思っていた。設計変更の時期になっても契約書第19条（による工事内容変更通知書）が来なかったため、工事監督職員に確認すると、設計変更で計上すると言われたため書類を交わしていない。」と説明している。

（イ）左側補強土壁の盛土材を1工区NO.53付近からの掘削運搬土とするようセンターが業者に指示したか否かが、今回の事案において大きな問題のひとつであり、センターの説明と業者の説明が全く食い違う点である。

この点について、センターは、左側の掘削土が盛土材として「使用できないと認めた事実は一切ない。」「12月7日に左側掘削土を左側補強土壁材として利用することをもう一度業者に口頭指導した。」と説明している。

それであれば、次のウとも関連するが、契約書第18条で協議したとおりに施工されているかどうかを、監督職員が確認すべきであった。しかし、結果として、1工区NO.53付近からの掘削運搬土が左側補強土壁工及び路体工の盛土材に使用されていることからすれば、十分な確認がなされていたとは言い難い。

ウ 工事監督職員の監督業務について（803号の設計数量以上にNO.53付近からの掘削運搬土が搬入されたこと）

（ア）803号の運搬盛土量について、設計数量は1,920 m³となっているが、実際に運搬した量は約4,300 m³であったとA社は説明しており、大きな差異が生じている。また、右側補強土壁工の盛土の必要量を超えて、1工区のNO.53付近において設計数量以上に大量の盛土材が掘削されている。

このことについてA社は、3の（2）のとおりセンターから指示があったためと説明している。

今回、受注した工事について未計上の土工経費があるとして、A社がセンターに申し入れすることになった原因がこの点にあるが、上記イと同様に双方の説明は全く食い違っている。

（イ）高知県建設工事監督規程（以下「工事監督規程」という。）※第6条によれば、監督職員の任務は、常に工事現場を巡視し、施工状況等を把握しなければならないとされており、工事日誌の旬報としてのセンターへの提出、供覧、月末の進捗等の報告がある。さらに、臨場しての段階確認、その他各種の現場打ち合わせなど機会あるごとに現場の施工状況を把握して、適切な監督を行わなければならないとされている。

したがって、現場の施工状況に気づかなかつたとするならば、工事監督職員が工事現場の巡視を行い、施工状況等をきちんと把握していたのか、また、適正な現場管理がなされていたとするのであれば、何故、そのことに気がつかかなかつたのか、さらには、搬入用車輛の頻繁な往来があったにもかかわらず、設計数量をはるかに超える大量の盛土材が搬入されたことに何故気づかなかつたのかという疑問が残る。

（注）第6条（任務）監督職員は、その職務を執行するに当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- （1）契約書、設計書、図面、仕様書、技術管理要綱等に基づき、常に工事現場を巡視し、施工状況等を把握すること。
- （2）請負者に対し設計意図を正確に伝え、技術的に完全な工事が行われるよう、立会い、検査及び確認により、指導、指示等適切な監督を行うこと。

（ウ）平成20年3月12日の完成検査に当たっては、A社から工事完成写真が提出

されている。この写真を見ると、路体部分が設計数量を上回った盛土となっているように見受けられる部分がある。このため、センター及び建設検査課が完成検査時に過剰盛土に気づかなかったとする説明には疑問が残る。

エ 工事監督職員による現場の段階確認について

左側補強土壁工の段階確認に関するセンターの説明は3の(3)のとおりであり、路体盛土の段階確認を行わなかった原因は、工事着手前の施工計画書の打ち合わせにおいて路体盛土工を管理項目から除外していたためであるとしている。

工事監督規程第16条(段階確認等)では、「監督職員は、請負者の施工する測量、丁張、床堀、基礎、型枠、諸工作物等の各段階において、立会い、検査および確認を行わなければならない。ただし、やむを得ず立ち会うことができない場合は、写真その他の確認できる適切な方法を指示し、その結果を確認しなければならない。」とされている。また、建設工事監督技術基準第4条(現場監督任務)では、「(前略) (3) ① (前略) 段階確認について、主たる工種別の確認時期、確認項目及び確認の程度等の標準的内容は別途定める段階確認及び施工状況把握一覧表によるものとする。」と定められている。

したがって、路体盛土工が暫定施工であっても、施工状況把握のために、敷きならし及び転圧の厚さ、基準高等について施工延長40mに1回を標準として、段階確認を行わなければならないものである。

本件工事において、センターが路体盛土工の段階確認を行わなかったことは、上記規程等に反しており、発注者としての監督任務を果たしているとは言い難い。

オ 施工管理について

左側補強土壁工の盛土材として使用しなかった左側掘削土(現場発生土)をどのように利用したかについて、A社及びセンターの説明は3の(4)のとおりである。

ところで、建設工事技術管理要綱第6条(出来形管理)では、「請負者は、出来形を次に掲げる各号の事項に従い管理するとともに、別途定める「*出来形管理基準及び規格値」により、測定項目の工種及びその管理内容を実測し、設計書と実測値を対比して記録した出来形管理図表を作成し管理しなければならない。」と定められている。

本件工事においても、路体盛土工は道路の基盤を構成するものである。したがって、出来形管理基準に従って施行すべきであり、省略できるものではない。

しかしながら、センターは、暫定施工であるという理由で路体盛土工を施工管理の対象とせず、A社に対して出来形管理図表の提出を求めている。適切な施工管理が行われていれば、今回のような問題は起こっていないと考えられ、センターの対応は問題があるといわざるを得ない。

(注)「出来形管理基準及び規格値」では、路体盛土工の場合、「基準高、法長、幅、勾配」が測定項目であり、測定基準は、「施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施

工箇所につき2箇所」とされている。

カ 中間検査について

803号の中間検査を平成19年11月2日に、また、903号の中間検査を平成20年5月14日に建設検査課がそれぞれ実施している。

中間検査については、高知県建設工事検査規程第2条第2号で、「工事を適正に施行させるため、施工段階における工程、品質、出来形等について請負契約図書に従い適正に施行されたかを確認するとともに、査察及び指導を目的として行うもの」とされている。

しかしながら、803号の中間検査では、上記オにあるように、路体盛土工の出来形管理について、暫定施工であるという理由でセンターが施工管理の対象としていないことを指摘していない。

また、903号の中間検査では、803号の完成図と903号の起工測量図の差異について原因を調査していない。こうしたことからすれば、それぞれの中間検査において、適正な施行を確保するための適切な指導ができていたとは言い難い。

キ 最終出来形検測確認について

(ア) 出来形寸法図(完成図)の提出について

A社が2月20日頃に提出した出来形寸法図(完成図)をセンターが書き直すよう指示したか否かについて、A社及びセンターの説明は、3の(5)のとおりである。

A社の説明どおりであれば、何故、センターが書き直しを指示する必要があったのかという点が問題となってくる。A社の説明に沿えば、提出された出来形寸法図(完成図)を見て、803号の設計数量以上に運搬盛土が搬入されていることに気づいたものの、3の(8)にあるように「第1回の設計で金額をくくったので2回目の数量を増やされても金が出せない」ことが、「次の工事の903号でみる」という発言につながったと考えられる。

一方、センターの説明に沿えば、運搬土を使用する指示もしていないため、この時点では、803号の路体盛土量が2,000㎡も差異があることは分かっておらず、書き直しを指示するはずもないと考えられる。

いずれの説明が事実かを判断することは難しいといわざるを得ない。

(イ) 出来形検測確認時の盛土状況の確認について

平成20年2月14日にセンターが工事の最終出来形検測確認を実施している。その際の盛土状況について、センターは、「出来形確認の際、現場の構造物は全てあたるので、その際に補強土壁の上に立って、盛り立て形状が図面と一致しているか確認した。盛り立て形状を見たのは、補強土壁の天端を歩きながら4、5分程度であった。しかしながら、現場は、曲線半径R60mというきついカーブ

のため、設計数量以上に路体盛土がされていることには気づかなかった。出来形寸法図と完成図は同じ測定値で、路体盛土は出来形管理項目に掲げていなかったため、A社は管理していない。補強土壁天端高の検測時に盛り立て形状が完成図と同じかどうか目視で確認した。」と説明している。

本件工事の最終の出来形検測確認は、A社から提出された管理資料に基づき実施されている。しかし、路体盛土工については、目視での確認に止め出来形検測確認を行っていない。このことは、建設工事技術管理要綱の内容に反した極めて不適切なものであり、何故、このような処理をしたのか疑問が残る。

ク 施工管理資料の確認について

A社は、完成検査を受けるために必要な施工管理資料を完成検査の1週間ほど前にセンターへ提出している。この資料の中にA社が工期中に盛土材として1工区から運搬した土を累計した盛土運搬数量表があり、この表の運搬累計量の欄を見ると4,331m³と記されている。センターがこの資料を確認していたならば、この時点で運搬土量が設計数量以上のものとなっていることがわかるはずである。

しかし、センターは、本件工事が構造物である補強土壁工が主体であったため、施工管理資料も重要な部分を一部抜粋してチェックし、工事費が少額であった土工の経費の部分までは確認をしていない。

このように、A社から施工管理資料は提出されているものの、センターが設計数量と盛土運搬数量表を突合していないことは問題である。

ケ 完成検査について

平成20年3月5日に工事が完成し、3月12日に建設検査課が完成検査を実施している。

(ア) 完成検査時の土工検査について

完成検査時の土工検査について、土工の検査はしないということをセンターがA社に伝えたか否かについて、A社及びセンターの説明は、3の(6)のとおりである。

この点については、センターの説明するように、検査は建設検査課が指示して指定する場所を行うものであり、工事監督職員が検査対象ではないと言うことはできないと考えられる。

しかしながら、施工計画において路体盛土を施工管理の対象外としていたり、最終出来形検測確認を目視で済ませていること、また、現実に完成検査においても目視による確認で済ませているということからすれば、A社の説明にも一理あるように考えられる。

(イ) 完成検査時の路体盛土の検査について

路体盛土の検査について、A社及び建設検査課の説明は、3の(7)のとおりである。

今回の完成検査では、「完成図に路体盛土部分の設計寸法が入っていないなかったこと、さらに、路体盛土の施工管理資料の提出をA社に求めていなかったことから、目視確認に止め実態の測定は行っていない。また、検査方法としては、設計書、工事資料の書類検査で工事内容を把握したうえ、コンクリート構造物等、重要度の高いものを総合的に判断し、抽出検査を行っている。」と建設検査課は説明している。

しかし、この方法だと重要度の低い工種については、検査を行わないことになる。このため、今後は、設計書に計上している工種全部を見ることとし、その工種の中から重要度に応じて検査内容を抽出する検査方法を検討すべきである。

また、設計書と対比して施工管理資料が提出されていない工種があれば、適正な施工を確保するために目視確認だけでなく、実測を行うべきではないかと考える。

さらに、完成図に設計寸法が入っていないもの、施工管理を適切に行っていないもの等については、指摘、指導し、適正なものとして引渡しを受けるための検査を徹底する必要がある。

コ 設計数量以上の運搬盛土材の経費等について

1工区N0.53付近から運搬した設計数量以上の盛土材の経費等について、A社及びセンターの説明は、3の(8)のとおりである。

803号は第1回の設計で金額をくくったので2回目の設計変更で運搬盛土材の数量を増やされても金が出せないという話をセンターがしたとする説明は、A社とのやり取りが年度末の決算時期であったことを考えれば、ありえないことではない。

しかし、「差額の経費は、次の工事の903号でみると言われた。」ということについては、A社がセンターの職員から聞いたとする時期は903号の入札が行われる前の時点である。当然のことながら903号が一般競争入札で行われることからすれば、センターの職員がこのような発言をすることは考えにくい。

一方、「差額の経費は、903号でみる。」と言われたとするA社の説明に立てば、センターは指示をしたものの、何らかの理由で803号に計上することができなくなり、903号で計上すると説明したことが考えられる。

(2) 903号について

ア 起工測量について

(ア) 803号の路体盛土工の出来形寸法図(完成図)と続いて発注した903号の起工測量図には、差異があった。そのことをどの時点で認識したかについて、A社及びセンターの説明は、3の(9)のとおりである。

また、前工事の803号で路体盛土が設計数量以上の過剰盛土になっていたこ

とについてのセンターの説明は、3の(10)のとおりである。

ところで、契約書第18条第2項では、「監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、乙の立会いのうえ、直ちに調査を行わなければならない。」とされている。また、仕様書1-1-43 工事測量では、「請負者は、工事着手後直ちに測量を実施し、測量標(仮BM)及び工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員の指示を受けなければならない。(中略)また請負者は、測量結果を監督職員に提出しなければならない。」と定められている。

したがって、契約書第18条第1項の規定に基づく工事条件変更等確認を請求されたときは、監督職員は、請負業者立会のもと、直ちに調査を行わなければならない。

しかし、本件工事の場合は、A社立会のもと、目視、聞き取り調査を行っているにすぎない。

(イ) 本件工事の場合、測量結果では、横断図において実施図の地盤線と測量結果の地盤線とは大きな差異が生じているものであり、直ちに臨場して実測し、測量結果をチェックすべきものである。さらに、現場は、曲線半径R60mというきついカーブであるため、横断方向の放線のチェック等を行い、大きい差異の生じた原因及び請負金額の増減等も併せて調査、確認を行わなければならない事例である。

こうした状況にあるにもかかわらず、目視、聞き取り調査に止めたことからすれば、監督職員の業務を適正に果たしたとは言いがたい。

(ウ) A社が当初設計図書と起工測量の相違に関して提出した工事条件変更確認要求書は、センター内で決裁されている。この時点で、現地確認、原因究明等を行っていれば、8月まで803号の完成図と現地が同じものと認識していたということはあり得ない。

センターが発注した設計書と現場に大きな差異があるにもかかわらず、その原因を究明しなかったことは、総括監督員の職務の重要性に対する意識が十分ではなく、また、現場監督技術についての指導も不十分であったといわざるを得ない。

イ 過剰盛土となっている部分のセンターの捉え方について

803号完成図より過剰になっている盛土について、センターは、「契約書に基づく第18条、第19条により協議、指示したものではないので、設計に計上することはできないと考えている。その部分は地山と考えて、地山というか現況地盤がそこだという考えである。過剰盛土分の数量は、運搬土を4,300 m³持ってきて、1,900 m³は803号の設計でみてるので、2,400 m³が設計数量以上ということになる。」と説明している。

設計書は、設計書作成時の現況で作成するのが原則である。903号については、工事着手後直ちに測量を実施し、起工測量の結果、実施図と現況地盤とに大きな差異が生じていたため、契約書第18条による協議を行ったものである。

したがって、過剰盛土部分はセンターの説明のとおり、903号の設計書に計上することはできない。

ウ 起工測量の地盤線から下部の盛土の品質について

過剰盛土の品質について、A社は一層ごとの転圧管理等を行っておらず、センターも指示していなかった。

このことについて、センターは、「903号の起工測量の地盤線から下部の地盤というか盛土の品質について、確認しておくべきだったと思うが、品質状態は確認していない。今回そのような盛土量の差異を双方で確認したのは8月ぐらいなので、それまでは803号の完成図と現地は同じものと認識していた。路体盛土の締め固め管理は、最大乾燥密度の85パーセント以上となっているが、施工管理されていない部分があるということは問題だと認識している。よって、圧密沈下状況を把握するため沈下量や構造物の変状を観測しており、現時点では変状は認められていない。」と説明している。

路体盛土工を施工しようとする地盤について、特に、本件工事のように起工測量による地盤線に大きな差異が生じている場合は、その原因を調査し、地盤の土質状態、締め固め密度等を把握しなければならない。こうした状況にもかかわらず、結果として、路体への影響を検討せず、地盤の品質状態を未確認のまま施工したことから路体の変動が懸念され、今後、圧密沈下状況等の継続した観測が必要となる事態を招いたことは重大な問題である。

5 本件工事における双方の説明の食い違いについて

本件工事に関して、A社及びセンターの説明が食い違っている内容のうち、もっとも重要な点は、左側補強土壁工及び路体工の盛土材を1工区N0.53付近からの掘削運搬土とし、その量を設計数量の倍以上の約4,300 m³となるようセンターがA社に指示したかどうかという点にある。

そもそも、センターが指示していなければ、A社の一連の説明には根拠が見出しにくいことになる。また、逆にセンターが指示しているとすれば、センターの一連の説明全体の信憑性が乏しいことになる。

この点に関して、A社にセンターが指示をしたかどうかについては、監査をした範囲では、いずれの説明が正しいのか断定することは難しい。

しかしながら、4で述べたように、センターの業務の執行には多くの問題点がある。すなわち、次の点が上げられる。

イ 現実にはN0.53付近からの掘削運搬土で施工され、また、803号の工事完成写真に過剰盛土と見受けられる部分が写っているにもかかわらず、センターが平成20年

8月までそのことに全く気づかなかったとは考えにくいこと。

ロ 路体盛土工について、施工計画書の管理項目から除外していること。

ハ 路体盛土工の段階確認を行っていないこと。

ニ 路体盛土工については、出来形検測確認を行わず、目視での確認に止めていること。

ホ 施工管理資料にある盛土運搬数量表に運搬累計量が4,331m³と記載されているにもかかわらず、この数量を確認していないこと。

ヘ 903号について、A社が当初設計と起工測量の相違に関して工事条件変更確認書を提出した際、現地確認、原因究明等を行っていないこと。

以上のことに加え、A社が自らの判断で NO.53付近からの掘削運搬土で施工する必要性が乏しく、センターの指示がなければ何故運搬土で施工したのか合理的な説明が困難である。

こうしたことを総合的に判断すれば、断定はできないものの、センターの指示があった、あるいは、そのように受け取られる発言があった可能性が高いといわざるを得ない。

第3 意見

1 監督職員の監督業務について

工事監督規程では、監督職員の任務について、契約書、設計書、図面、仕様書及び技術管理要綱等に基づき、常に工事現場を巡視し、施工管理状況を把握しなければならないと規定されている。このように、監督職員は、工事現場における監督指導について、重い責任を負っているにもかかわらず、803号においては監督職員の責任が十分に果たされていない。

また、監督職員は、工事の施工内容に変更が生じた場合には、工事現場で請負者と十分な意思の疎通を図らなければならないこととされているが、請負者との意思疎通も不十分であったため、結果として803号では、設計数量以上の工事が出来あがっている。

こうしたことから、今回の事態を重く受け止め、契約内容が確実に履行されるよう、工事監督規程を遵守し、その職務に当たる必要がある。

2 発注した工事に対するセンターの責務について

工事の確実な施工を確保するうえで、各工種の施工状況の適切な把握が不可欠である。しかし、本件工事においては、路体盛土工については施工管理の対象としておらず、出来形管理、段階確認ともに実施していない。

路体盛土工に係る工事の施行状況を把握していないことは、工事監督規程に反しているばかりでなく、工事の実施主体としてのセンターの責務を十分に果たしておらず、このことは重大である。これは、監督職員のみへの責めに帰すべきものではなく、監督職員を指導すべきセンターの問題でもある。

このため、今後、工事の契約や適切な施行について、監督職員の指導も含め、セン

ター全体で検討し、その責務を果たすように取り組んで行くべきである。

3 建設検査課の検査について

803号の路体盛土工については、施工管理がなされておらず、センターによる施工状況の把握ができていない状態であった。にもかかわらず、建設検査課がセンターに対して何らの指摘、指導も行わず、目視による確認のみで完成検査を完了させたことは問題である。

建設検査課は、県の土木工事にかかるすべての検査及び指導を所管していることから、今後、高知県建設工事検査規程、高知県建設工事検査基準に従い、適切に検査を実施するよう強く求める。

4 まとめ

本件工事については、上記以外にも「4 本件工事におけるセンター及び建設検査課の業務の執行について」で述べたように、センター及び建設検査課の業務執行に多くの不適切な事項が明らかになったことは重大である。

このことは、特に、センターの業務執行に基本的な問題があるといわざるを得ない。

センターとして、今回の事態を重く受け止め、工事の施工状況を的確に把握するとともに、契約内容の確実な履行を確保することによって工事の実施主体としての責任を十分に果たさなければ、今後も同様の重大な事態が起こりかねない。

このため、契約後の工事請負業者との協議にあたっては、書面による契約書第18条及び第19条協議を徹底するとともに、現場の施工状況を十分把握し、工事が確実に履行されるセンターの指導体制と職員の心構えを強く求める。

なお、今回の件を安芸農業振興センターの問題としてのみ捉えるのではなく、他の農業振興センターにおいても、今回の事例を契機として、工事の実施主体としての責務を十分に果たしていくよう努められたい。

